

おぢやラインガルテンふれあいの里滞在型農園短期利用についてのQ&A

令和6年4月1日

Q1：おぢやラインガルテンふれあいの里短期利用の目的や運用の基準は何ですか？

A-1：おぢやラインガルテンふれあいの里滞在型農園短期利用は「おぢやラインガルテンふれあいの里滞在型農園短期利用に関する要綱」に基づいて運用しています。第1条には「この要項は、おぢやラインガルテンふれあいの里条例において設置する小千谷市滞在型農園（以下「滞在型農園」という。）において、新規利用者の獲得及び当市への移住定住者促進を図るために実施する短期利用の運用について必要な事項を定めるものとする。」とあります。

※おぢやラインガルテンふれあいの里滞在型農園短期利用に関する要綱は別紙のとおり

Q2：利用期間は1カ月間ですが、2カ月連続での利用や5月と8月などの利用はできますか？

A2：できません。

おぢやラインガルテンふれあいの里滞在型農園短期利用に関する要綱第3条第2項により「同一人物の利用は、1年に1回とする。」と定められています。1年とは、4月1日から3月31日までの期間を指します。また、利用の期間はおぢやラインガルテンふれあいの里滞在型農園短期利用に関する要綱第2条により「最長1月」とあり、1月とはその月の1日から末日までです。そのため月をまたいでのご利用はできません。

Q3：利用単位（1週間、2週間、1か月）が決まっていますが、2泊3日等短い期間しか利用しない場合も1週間分の利用料を支払うのでしょうか。

A3：お支払いをお願いしております。

1週間に満たない場合も1週間とみなし、1週間分の利用料金をお支払い頂きます。利用単位ごとの最大宿泊数は表の通りです。

利用単位	1週間	2週間	1か月
最大宿泊数	～6泊7日	～13泊14日	～その月の末日まで

Q4：短期利用できる区画はいくつありますか？

A4：2区画です。（A-15、B-1）

Q5：申し込みの受付はいつからですか？

A5：おぢやクラインガルテンふれあいの里滞在型農園短期利用に関する要綱第4条第2項により、120日前にあたる日からの先着順とし、同じ日に申し込みがあった場合は抽選としています。また、申し込みが無ければ利用開始日の7日前まで受け付けます。小千谷市ホームページに、空き状況を掲載しておりますのでお申し込みの際にご確認ください。

Q6：申請書は抽選会の当選確率をあげるため、同じ月に家族や夫婦、友人等を利用代表者として申請し、誰かが当選した場合はその区画を皆で利用する事は可能ですか？

<ケース1>

AさんとBさんは友人同士で、同じ月に一緒に利用したい

① 代表者名 Aさん 利用者 Aさん、Bさんの2名

② 代表者名 Bさん 利用者 Bさん、Aさんの2名

以上の2通の申請書を提出した場合

A6：2通ではなく1通の申請として扱います。

同じ月に、一緒に利用したい人同士は、単一の利用者（申請者）として扱っていることから、1通の申請として扱い①、②いずれかの申請のみ提出いただきます。また、公正な抽選を行う観点からも一緒に利用したい人同士は、単一の利用者として、1通の申請をお願いします。

Q7：抽選会に当選後、申請書にある利用者の追加は可能ですか？また、追加できる人は抽選会に落選した人でも可能ですか？

<ケース2>

① 代表者名 Aさん 利用者 Aさん1名

② 代表者名 Bさん 利用者 Bさん1名

抽選

Aさんが当選し、Bさんが落選した。

Aさんの利用者にBさんを追加して利用したい

A7：できません。

この場合は、ケース1と同様に、一緒に利用したい人同士は、単一の利用者として扱い、1通の申請で提出してください。なお、申請者（利用者）でもない人の場合は、変更の申請書を提出することで、利用者となることが可能です。

Q8：利用開始後に友人や家族を呼び、一緒に利用したい。

A8：申請書の利用者欄にお名前の記載がある人は利用できますが、記載の無い人は利用できません。利用が増える場合は事前に変更の申請書を提出してください。

※一度に利用できる上限人数は5人です。上限を超える場合は、事前に管理者までご相談ください。

※追加できる利用者は「同一人物の利用は、1年に1回とする。」に該当せず、同じ月に他の申請者（利用者）では無い事。

※変更申請書の提出が無く、申請書に記載の無い人が利用していた事が発覚した場合、おぢやクラインガルテンふれあいの里滞在型農園短期利用第9条により、直ちに利用を停止し、改善が無い又はできない場合は利用を取消します。この場合利、用者に損害が生じてても管理者は責任を負いません。利用料金の還付（返金）も応じられません。

Q9：短期利用できる区画は選べますか？

A9：選べません。

利用の頻度、メンテナンス等の都合により管理者が区画を指定します。

Q10：滞在型農園（ラウベ）は喫煙可能ですか。

A10：滞在型農園（ラウベ）建物内は、すべて禁煙となります。また、電子タバコに関しましても、後に残る臭いや火災の熱源となる可能性がある点からご利用をご遠慮しております。万が一、喫煙が認められた場合、原状回復の費用一切と修復作業によって次月以降の利用料に損失が生じた場合の賠償も含めて利用者様にご請求をさせていただくことがございます。もしお煙草をお召し上がりになられる場合は、管理棟前の屋外喫煙スペースにて喫煙していただけます。（電子タバコも同様とさせていただきます。）皆様のご理解、ご協力の程宜しくお願い致します。

以上

【お申込み・問い合わせ先】

- 管 理 者 小千谷市役所にぎわい交流課交流推進係
- 住 所 新潟県小千谷市城内 1-13-20
- 開 館 時 間 8:30～17:15
- 連 絡 先 TEL : 0258-83-3512 FAX : 0258-83-0871
E-mail : kouryu@city.ojiya.niigata.jp

■ホームページ <https://www.city.ojiya.niigata.jp>

- 施 設 おぢやクラインガルテンふれあいの里 管理棟
- 住 所 新潟県小千谷市大字塩殿甲 1814-2
- 開 館 時 間 8:30～17:15
- 連 絡 先 TEL : 0258-83-1722 (FAX 兼用)
E-mail : fureainosato@future.ocn.ne.jp